

2018年（平成30年）第2回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2018年（平成30年）2月14日
- 2 通知年月日 2018年（平成30年）2月16日
- 3 開催年月日 2018年（平成30年）2月28日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 中会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第6号 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について

6 出席委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 坂本忠士 | 2番 藤井照正 | 3番 若井久夫 |
| 4番 岡本卓也 | 5番 森矢重則 | 6番 林内公二 |
| 7番 谷邊博人 | 8番 平勝義 | 9番 宮澤満志 |
| 10番 岡田克彦 | 11番 安原理雄 | 12番 江草豊明 |
| 13番 宮迫主政 | 14番 大元教義 | 15番 小林正勝 |
| 17番 谷本耕造 | | |

以上16名

7 欠席委員

- | | | |
|----------|---------|------|
| 16番 桑田恒二 | 18番 高垣勲 | 以上2名 |
|----------|---------|------|

8 その他の出席者

0名

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|------|-------|------|
| 事務局長 | 小川裕司 | 事務局次長 | 羽原知洋 |
| 松永出張所 | 藤原真治 | 北部出張所 | 宮川一樹 |
| 新市出張所 | 山縣葉二 | 沼隈出張所 | 杉本倫草 |
| 神辺出張所 | 藤井勝俊 | 事務局 | 杉原信広 |
| 事務局 | 平田純雄 | | |

以上9名

10 議事内容

午前9時51分開会

事務局長 それでは、ただいまから2018年（平成30年）第2回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

部会長 — 開会あいさつ —

議長
(7番) それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定により、議長を務めさせていただきます。

はじめに、会議の成立を申し上げます。農地部会委員総数18名全員出席ですので、本会議は成立します。

続いて、議事録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

議席番号8番の平勝義委員と議席番号12番の江草豊明委員にお願いします。

議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。

事務局 それでは、2018年（平成30年）第2回農地部会議案書追加事項、取下げ・訂正事項についてご説明します。

まず、追加議案第6号として、「農地等の現況に係る照会に対する回答について」広島法務局福山支局から2月20日付けで照会がありましたので、1件上程しております。内容は、記載のとおりです。

次に、議案書の取下げ・訂正事項ですが、1ページ4番と10ページ5番が取下げ。15ページ26番、地種欄の2種を3種に訂正、17ページ30番と31番、地種欄の2種を3種に訂正。

以上です。

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

西部地区の報告をお願いします。

4番
(岡本) 西部地区の審議内容について、報告します。

西部地区では、2月23日午後1時45分から関係者により、現地調査を行い、午後4時から市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

委員9名中8名の出席により、議案第1号5件、議案第2号1件、議案

第3号2件，議案第4号1件，議案第5号1件，追加議案第6号1件の合計11件について審議いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの1番から2ページの6番について報告をします。

1番は，山手町の受人が，遠方で耕作困難な大阪府堺市の渡人から申請地を譲受け，水稻を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

2番は，赤坂町の渡人である親が，後継者である子に申請地を贈与するもので，受人は野菜を栽培するものです。

3番は，赤坂町の渡人である親が，南蔵王町の受人である子に申請地を贈与するもので，受人は水稻を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

5番は，沼隈町の受人が，遠方で耕作困難な愛知県豊田市の渡人から申請地の贈与を受け，野菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

6番は，竹原市の受人である法人が，申請地に解除条件付の5年間の賃借権を設定し，沼隈町の渡人から借受け，果樹を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

いずれの受人とも，農作業経験があり，必要な農機具も確保済みであり，営農に支障がないため，許可妥当と判断しました。

議 長 松永地区の報告をお願いします。

8 番 それでは，松永地区の審議内容について報告いたします。

(平) 松永地区では，2月23日，午前8時30分から関係者により現地調査を行い，午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員6名全員の出席により，議案第1号1件，議案第2号2件，議案第3号6件，議案第4号1件，合計10件について審議いたしました。

それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7番について報告します。

神村町の受人が同町の渡人から譲受け，経営規模の拡大をするもので，野菜を作付けする計画です。

受人及び申請農地，営農計画に問題はなく，許可妥当と判断しました。

議 長 北部地区の報告をお願いします。

11 番 それでは，北部地区の審議内容について報告します。

(安原) 北部地区では，2月23日正午から関係者により，現地調査を行い，午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名のうち9名の出席により，議案第1号8件，議案第2号3件，

議案第3号11件，議案第4号1件の合計23件について審議いたしました。

それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページ8番から4ページ15番について報告をします。

8番は，明王台の譲受人が，駅家町の譲渡人から申請地を譲受け，水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

9番は，千葉県船橋市の譲渡人が，駅家町の譲受人に，申請地を贈与するもので，譲受人は，野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

10番と11番は関連案件で，駅家町の譲受人或いは借受人が，10番で同町の譲渡人から申請地を譲受け，11番で期間を定めない使用貸借権を設定して，同町の貸出人から申請地を借受け，新規就農して野菜及び果樹を栽培するものです。

12番は，駅家町の譲受人が，同町の譲渡人から申請地を譲受け，果樹を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

13番は，新市町の譲受人が，多治米町の譲渡人から申請地を譲受け，水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

14番と15番は関連案件で，新市町の譲受人と，同町の譲渡人との間で，耕作の利便性を良くするため，申請地を交換し，水稻を栽培するものです。

いずれの案件も，譲受人或いは借受人は，農作業経験があり，必要な農機具等も確保済みであり，許可妥当と判断しました。

議 長 神辺地区の報告をお願いします。

17番 神辺地区農地調整協議会の審議について報告します。

(谷本) 神辺地区農地調整協議会は，2月23日，午前9時からの現地調査に続き，午後0時30分より，神辺支所3階31会議室において委員6名全員の出席により，議案第1号3件，議案第2号3件，議案第3号12件，議案第4号1件の合計19件について，審査しました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ16番から5ページ18番について報告します。

16番は，上御領に居住する譲受人が，申請地の田1筆494㎡を譲受け，経営規模の拡大を行うもので，申請地では，引続き葉菜・根菜など栽培する計画です。

17番は，八尋で農業を営む譲受人が，申請地の田1筆1,417㎡を所有権移転により，小作地の解放を行なうものです。申請地では，引続き水

稲を栽培する計画です。

18番は、下竹田の譲受人が、申請地の田1筆958㎡を譲受け、経営規模の拡大を行うもので、申請地では、引続き水稻を栽培する計画です。

以上3件については、譲受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第1号のすべての案件は、別紙調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、また、農業委員会が定める下限面積を超えていることから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

また、6番は、農地法第3条第3項第1号に規定する「解除条件付き貸借」の案件で、広島県果実農業協同組合連合会が農場の規模を拡大するため農地の所有者と賃借権を設定するものです。

議長

これより、質疑に入ります。質問等のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等がないようですので、採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。

議長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。

西部地区の報告をお願いします。

4番
(岡本)

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」6ページ1番について報告をします。

愛媛県松山市の申請人が、津之郷町の6筆の申請地に長屋住宅を建築するものです。

場所は、津之郷小学校の東、約350メートルのところでは。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議 長 松永地区の報告をお願いします。

8番 (平) それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の6ページ2番と3番について報告をします。

2番は、神村町の申請人が売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、県立松永高等学校の北東、約580メートルのところでは。

3番は、瀬戸町の申請人が貸露天駐車場として利用するものです。

場所は、藤江保育所の北西、約130メートルのところでは。

なお、3番は農振農用地区域からの除外手続き中です。

現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。

議 長 北部地区の報告をお願いします。

11番 (安原) それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の7ページ4番から6番について報告をします。

4番は、駅家町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、宜山保育所の南、約50メートルのところでは。

5番は、新市町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、常金丸駐在所の北西、約150メートルのところでは。

6番は、新市町の申請人が、申請地を墓地として整備するものです。

場所は、新市中央運動場の北西、約500メートルのところでは。

なお、4番と6番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長 神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 7 ページ 7 番から 8 ページの 9 番について報告をします。

7 番は、八尋に居住する申請人が、申請地の田 1 8 2 m²へ来客用露天駐車場を確保するため、住宅敷地の拡張を行なうものです。

8 番は、明王台四丁目に居住する申請人が、安定的な農業を行なうため、売電用太陽光発電パネルを設置し、最大 4 9. 5 k W を売電するものです。

9 番は、埼玉県富士見市に居住する申請人が、遠方のため申請地での耕作や維持・管理が困難なため、売電用太陽光発電パネルを設置し、最大 4 9. 5 k W を売電するものです。

現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われ
ます。

議 長

ありがとうございました。
事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第 2 号の 7 番は、昭和 4 3 年度から昭和 5 7 年度にかけて八尋地区として、農業構造改善事業が実施された第 1 種農地に該当します。

そのほかの案件は、農用区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、7 番は、第 1 種農地のため、常設審議委員会へ諮問します。

議 長

これより、質疑に入ります。質問等のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決します。

議案第 2 号の 7 番は、許可相当として常設審議委員会へ諮問し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長 全員挙手により、議案第2号の7番は、許可相当として常設審議委員会へ諮問し、その他の案件は、原案のとおり許可することに決定します。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

3 番 それでは、東部地区の審議内容について報告します。

(藤井)

東部地区では、2月22日、木曜日午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時50分から委員6名中5名の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。審議した案件は、議案第3号の2件です

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」9ページ1番と2番について報告をします。

1番は、東町三丁目の法人が、御幸町大字下岩成の田1筆1,139㎡を譲受けて、建売住宅4棟を建築するものです。

場所は、芦田川自動車学校の北西、約300メートルのところですか。

2番は、世羅郡世羅町の借受人が、父である千田町の貸出人から千田町大字千田の畑2筆、合計282㎡に使用貸借権を設定して借受けて、農家住宅を建築するものです。

場所は、JA福山市千田支店の南東、約300メートルのところですか。

現地確認を行いました。いずれの案件も排水・日照等問題なく申請地周辺の営農条件に支障はないと思われ、転用に問題ないと思われま。

議 長 西部地区の報告をお願いします。

4 番 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」9ページの3番と4番について報告をします。

(岡本)

3番は、岡山市の受人である法人が、南本庄の渡人から申請地を譲受け、建売住宅10棟を建築するものです。

場所は、山手小学校の南、約450メートルのJR山陽本線の北側のところですか。

4番は、千田町の受人が、津之郷町の渡人である祖父から申請地の贈与を受け、住宅を建築するものです。

場所は、津之郷小学校の東、約250メートルのところですか。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の10ページの6番から11ページの11番について報告をします。

6番は、神奈川県横浜市の法人が、愛媛県松山市の譲渡人から譲受け、隣接の介護施設の駐車場として利用するものです。

場所は、神村公民館の南、約290メートルのところですか。

7番は、松永町の法人が、千葉県市川市の譲渡人から譲受け、隣接する資材置場の拡張をするものです。

場所は、慶応浜埋立地の東、約180メートルのところですか。

8番から11番は、東京都千代田区の法人が、藤江町の貸出人から賃借権を設定して借受け、コンビニエンスストアを建築するものです。

場所は、藤江公民館の北、約90メートルの主要地方道韮松永線沿いでか。

いずれの案件も、農振農用地区域からの除外手続き中ですか。

現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の12ページの12番から14ページの22番について報告します。

12番は、尾道市の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、芦田町の貸出人から申請地を借受け、住宅を建築するものです。

場所は、福戸橋南詰交差点の南東、約400メートルのところですか。

13番は、駅家町の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、住宅を建築するものです。

場所は、宜山簡易郵便局の南東、約100メートルのところですか。

14番と15番は関連案件で、御幸町の譲受人である法人が、山口県宇部市及び駅家町のそれぞれの譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家中学校の南西、約700メートルのところですか。

16番から18番は関連案件で、神辺町の譲受人である法人が、駅家町のそれぞれの譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家南中学校の北東、約700メートルのところですか。

19番と20番は関連案件で、御幸町の譲受人である法人が、駅家町のそれぞれの譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、北消防署駅家分署の南西、約300メートルのところですか。

21番は、駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、服部南保育所の北西、約250メートルのところですか。

22番は、新市町の譲受人である法人が、千葉県流山市の譲渡人から申請地を譲受け、隣接の宅地等と一体で、露天資材置場及び露天駐車場として整備するものです。

場所は、常金丸小学校の南、約50メートルのところですか。

本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。

なお、13番を除く申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

神辺地区の報告をお願いします。

17番
(谷本)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の15ページ23番から18ページの34番について報告します。

23番は、下御領の不動産業を営む法人が、申請地を譲受け、事業規模拡大により、不足する露天資材置場として転用するものです。

24番と25番は関連案件です。

24番は、市道上御領平野線からの進入路として転用するものです。

25番は、祖母の田の一部941㎡の内541.63㎡を使用賃借権を設定して借受けて、進入路及び住宅を建築するものです。残地については、引続き季節野菜を栽培する計画です

26番は、久松台の土木建築業を営む法人が、申請地を露天資材置場及び露天駐車場として転用するものです。

27番は、城見町の太陽光発電事業を営む法人が、申請地に太陽光発電用資材置場として転用するものです。

28番は、新徳田の瓦製造業を営む法人が、申請地を露天資材置場とし

て転用するものです。

29番は、神辺町の土木工事業を営む法人が、申請地に20年間の賃借権を設定して、千葉県浦安市の賃貸人から借受け、露天資材置場として転用するものです。

30番と31番は関連案件です。

駅家町の土木建築業を営む法人が、申請地の田と畑合計2筆、1,534㎡と隣地の宅地553㎡を取得し、合計2,087㎡に建売住宅10棟を建築するものです。

32番と33番は関連案件です。

神辺町の不動産業を営む法人が、申請地の田3筆、合計3,163㎡を取得し、建売住宅15棟を建築するものです。

34番は、明神町に居住する借受人が、父親の所有する田1筆、383㎡に使用貸借権を設定して、住宅を建築するものです。

26番から29番及び34番の申請地は、農振農用地からの除外手続き中です。

すべての案件について、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われま

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第3号のうち7番は、昭和43年度から昭和56年度にかけて金江地区として農業構造改善事業が実施されています。8番から11番は、昭和58年度から昭和59年度にかけて藤江地区としてほ場整備推進特別事業が実施されています。12番は、昭和43年度から昭和56年度にかけて才町地区として農業構造改善事業が実施されています。それぞれ第1種農地に該当します。

26番は、井原鉄道井原線御野駅から、30番、31番は、JR福塩線道上駅から、それぞれおおむね300メートル以内に存在するため、第3種農地に該当します。

また、2番は、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にあり、相当数の街区を形成している区域に存在するため、27番は、井原鉄道井原線御野駅から、32番、33番は、井原鉄道井原線湯野駅からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及

び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、7番、8番から11番及び12番は、第1種農地のため、16番から18番及び32番、33番については、転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会へ諮問します。

議長 これより、質疑に入ります。質問等のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 質問等がないようですので、採決します。

議案第3号の7番、8番から11番、12番、16番から18番及び32番、33番については、許可相当として常設審議委員会へ諮問し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手により、議案第3号の7番、8番から11番、12番、16番から18番及び32番、33番については、許可相当として常設審議委員会へ諮問し、その他の案件は、原案のとおり許可することに決定します。

議長 次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。
西部地区の報告をお願いします。

4番 (岡本) 議案第4号「非農地証明について」の19ページ1番について報告します。

尾道市の申請人によるもので、申請地を昭和34年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

場所は、瀬戸小学校の南、約200メートルのところです。

なお、申請地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、農用地区域設定以前から現況山林となっていたものであり、農振担当部局との調整は整っています。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議長 松永地区の報告をお願いします。

8番 (平) それでは、議案第4号「非農地証明について」の19ページ2番について報告します。

今津町の申請人が、平成7年2月5日から隣接の飲食店の駐車場として利用し、現在に至っております。

場所は、今津小学校の南西、約350メートルのところですか。

なお、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議長 次に、北部地区の報告をお願いします。

8番 (安原) それでは、議案第4号「非農地証明について」の19ページ3番について報告します。

駅家町の申請人が、昭和48年頃から車庫及び倉庫敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、福山北特別支援学校の南西、約200メートルのところですか。

なお、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました

17番 (谷本) 議案第4号「非農地証明について」の19ページ4番について報告します。

東中条の宗教法人が、平成5年3月頃より耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っています。

なお、申請地の神辺町大字東中条字広山1692番2は農振農用地ではありますが、担当部局との協議は整っております。

現地を確認しましたが、農地への復元は困難と認められ、非農地として証明妥当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。質問等のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等がないようですので、採決します。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。

議長

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。

西部地区の報告をお願いします。

4番
(岡本)

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」20ページ1番について報告をします。

田尻町の申請人によるもので、被相続人の子が、申請地4筆を相続し特例の適用を受けようとするものです。

場所は、福山商業高校の西、約300メートルのところです。

議長

これより、質疑に入ります。質問等のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等もないようですので、採決します。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。

議長

次に、追加議案第6号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を上程します。

西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

追加議案第 6 号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」の 1 ページ 1 番について報告します。

広島法務局福山支局より、2018 年（平成 30 年）2 月 20 日付けで照会があり、2 月 21 日に現地調査を行ったところ、4 筆とも雑木等が繁茂した状況であり、現況非農地として回答するものです。

場所は、阿藻珍味の北、約 100 メートルから 200 メートルのところ です。

議 長

これより、質疑に入ります。質問等のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第 6 号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、専決処分及び届出等について事務局から報告してください。

事務局

専決処分及び届出等について、ご説明します。

21 ページから 24 ページの「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合の届け出です。農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、12 件を事務局長専決で受理しました。

次に、25 ページから 30 ページの「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、31 ページから 46 ページの「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

4 条 23 件、5 条 59 件を農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、事務局長専決で受理しました。

次に、47 ページの「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 16 号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し、転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。

2件を受理しました。

次に、48ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が4件ありました。

次に、49ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島地方裁判所福山支部から1件、広島法務局福山支局から4件の照会がありました。現地確認の結果、1番から4番は、農地性はなく非農地として、5番は、農地として確認しました。回答期限が、照会があった日から2週間であり、この間に農地部会の開催がないため事務局長による専決処分により報告しました。

次に、50ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は、届出の受理後、何らかの事情により履行できないもの及び申請後に取り下げられたものです。

1番は、譲受人の変更によるものです。改めて43ページ51番で届け出が行われています。

2番は、計画の中止によるものです。一部について44ページ54番で届け出が行われています。

3番は、計画の中止によるものです。

専決処分及び届出等については以上です。

議長 専決処分、届出等の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 質問等がないようですので、以上をもちまして、2018年(平成30年)第2回の農地部会を終了します。

なお、来月の農地部会は、3月28日開催の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前10時32分閉会